

# 女子美術大学 GPA 運用内規

## 女子美術大学短期大学部

(平成 29 年 4 月 1 日施行)

(趣旨)

**第 1 条** この内規は、女子美術大学又は女子美術大学短期大学部における Grade Point Average (以下、GPA という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(GP)

**第 2 条** Grade Point (以下、GP という。)は、女子美術大学大学院学則第 28 条、女子美術大学学則第 30 条及び女子美術大学短期大学部学則第 30 条に定める学習の評価に基づき、次の通りとする。

評価	評価基準	GP
S	100～90 点	4
A	89～80 点	3
B	79～70 点	2
C	69～60 点	1
D	59 点以下	0
F	採点対象外(出席不良等)	0

(GPA)

**第 3 条** GPA とは、履修登録した授業科目の成績を 6 段階で評価し、それぞれに対して 4～0 の GP を付与して算出する 1 単位あたりの平均値をいう。

(GPA の種類と計算方法)

**第 4 条** GPA の種類は、当該学期に成績評価された単位を対象として計算した GPA (以下、学期 GPA という。)と入学時から当該学期までに成績評価された単位を対象として計算した GPA (以下、通算 GPA という。)とする。

2 学期 GPA 及び通算 GPA の計算方法は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 学期 GPA=学期毎で履修登録した授業科目の(単位数×GP)の合計/当該学期履修登録単位数
- (2) 通算 GPA=入学時から当該学期まで履修登録した授業科目の(単位数×GP)の合計/総履修登録単位数  
(対象外授業科目)

**第 5 条** 次の各号に定める授業科目は、GPA 計算対象から除くものとする。

- (1) 認定された授業科目(編入学、転学科、転専攻・領域、外国語検定資格の技能審査、既修得単位の認定等)
- (2) 卒業又は修了要件に含まれない授業科目

(再履修の取扱い)

**第 6 条** 不合格又は採点不可科目を再履修し単位修得した場合、当該科目の不合格、採点不可の際の単位については、総履修登録単位数から減算するものとする。

(雑則)

**第 7 条** この内規に定めるもののほか、GPA の運用に関し必要な事項は別に定める。

(内規の改廃)

**第 8 条** この内規の改廃は、大学院研究科委員会及び両教授会の議を経て学長が決定する。

### 付 則

- 1 この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、対象学生は平成 28 年度入学生(編入生は平成 30 年度入学生)から適用する。
- 2 当分の間、専攻科生には本内規は適用しない。

### 付 則

- 1 この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から専攻科生にも適用する。